

# 市民課からのお知らせ

市民課(東庁舎) ☎71・2323 ☎72・2460



## 不正取得防止のために 本人通知制度を利用しましょう

住民票の写しや戸籍謄・抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、証明書を交付した事実を郵便でお知らせする制度です。この制度により、証明書の不正取得の早期発見や不正請求の抑止が期待できます。

※代理人や第三者から登録者の住民票の写しなどの交付請求があった場合に、住民票の写しなどの交付の可否を、登録者に確認する制度ではありません。

### ■登録できる人

湖南省に住民登録している人、本籍がある人(除かれた人も含みます)

### ■持ち物

- ・本人確認書類(運転免許証など)
- ・印鑑
- ・代理人の場合は委任状
- ・法定代理人の場合は、資格を証明する書類(戸籍謄本など)。ただし、登録者の本籍が湖南省にある場合は不要。

■申請場所 市民課、市民課分室(西庁舎)

### 制度の流れ

#### ① 事前登録

通知を希望する人が事前に登録の申請をします。



#### ② 代理人・第三者からの住民票の写しや戸籍謄・抄本などの交付請求

交付申請者に対し、審査をして交付します。



#### ③ ①の通知登録者に対して交付した事実を通知

## マイナンバーカードの 交付方法を変更しました

交付日時の電話予約を廃止します。市役所から「交付通知書兼照会書(はがき)」をすでに受け取っている人は、次の①～④を持って市民課(東庁舎)にお越しください。

- ①必要事項を記入した交付通知書兼照会書(はがき)
- ②通知カード
- ③本人確認書類(詳しくは通知カードに同封されたご案内を確認してください)
- ④住民基本台帳カード(持っている人のみ)

※暗証番号(2種類)の入力が必要です。事前に考えておいてください。

### 《マイナンバーカード交付時間》

平日午前9時～午後5時(正午～午後1時は除く)

※毎月第3火曜日は午後7時まで



### 時間外窓口 を設けています

市民課(東庁舎)では、  
・各証明書の発行  
・印鑑登録  
・マイナンバーカードの交付  
を毎月第3火曜日は午後7時まで行っています。  
ご利用ください。